

改正

令和4年12月27日条例第25号

令和5年3月14日条例第8号

豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例

豊見城市児童館設置及び管理条例（平成9年豊見城村条例第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項に基づき、児童厚生施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 豊見城市立わくわく児童館
- （2） 位置 豊見城市字保栄茂1153番地109

（事業）

第3条 施設では、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童の健全な遊び場の提供に関する事業
- （2） 児童の遊びを通して、健康増進及び健全育成の推進に関する事業
- （3） 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事業
- （4） 地域組織活動の育成助長事業
- （5） その他市長が必要と認めた事業

（開館時間）

第4条 施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

- （1） 毎月第4日曜日
- （2） 1月1日から同月3日まで、12月30日及び12月31日

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするにあたり、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の利益になると認められるとき。

(4) その他市長が施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をした事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 施設を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたことが判明したとき。

(4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) その他施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項各号の規定により許可をした事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料)

第9条 施設の利用料は、無料とする。

(利用者の原状回復義務)

第10条 利用者は、施設の利用が終了し、又は第7条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設、設備又は備品等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を取るべきことを命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者への適用)

第12条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第4条の規定の適用については、同条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

2 指定管理者による管理の場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。また、市長の承認を得る間がない場合は、臨時に休館した期間及び理由を市長に対し速やかに報告しなければならない」と読み替えるものとする。

3 指定管理者による管理の場合における第6条、第7条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施及び支援に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第14条 第11条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の管理及び運営に係る経費の収支状況
- (3) その他指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 利用者又は指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者又は施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の豊見城市児童館設置及び管理条例の規定により利用の申込みがされている同日以後の施設の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月27日条例第25号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。